

宮城県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成22年8月17日

宮城県監査委員 内 海 太  
宮城県監査委員 佐々木 敏 克  
宮城県監査委員 遊佐 勘左衛門  
宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

- 1 監査委員の報告日  
平成22年3月19日
- 2 知事から通知のあった日  
平成22年6月25日
- 3 措置の内容  
(別紙措置状況を添付)

平成 2 1 年度行政監査の意見に対する措置状況

<p>意見の内容</p>	<p>1 利用者の視点に立った証紙の売りさばき</p> <p>県の機関に証紙を貼付した申請書類を提出する場合、申請先の庁舎内に入居する公社等の団体などが売りさばき人に指定されており、県民など申請者の一定の利便性は図られている。しかしながら、県民からは、売りさばき所の所在地や特に売りさばき所の 8 割を占める金融機関が閉店する午後 3 時以降に購入可能な売りさばき所の問い合わせや意見が寄せられていることから、売りさばき所の情報等を積極的に周知するとともに、申請書受理機関においても、申請者の立場に立って、近隣の売りさばき所や売りさばき時間、購入上の注意事項などの情報提供に努める必要がある。</p> <p>また、更なる県民の利便性向上のため、他県で取り組んでいる自動販売機等による新たな売りさばき方法及び売りさばき所のない地域での新たな売りさばき人の指定や売りさばき所の設置について、必要に応じて検討する必要がある。</p>
<p>措置内容等</p>	<p>売りさばき所の情報等の積極的な周知</p> <p>会計課ホームページにおいて、従来から収入証紙に関する情報提供を行ってきたが、内容の充実を図るため、売りさばき所ごとの売りさばき（販売）時間及び休業日等の情報を追加するとともに、土・日曜日、祝日に営業している売りさばき所や郵送による収入証紙の購入方法を掲載したところである。さらに、証紙の購入場所の周知、誤購入防止の注意喚起のためのちらし等を新たに作成し、各地方機関をはじめ関係機関に配布するなど、一層の情報提供に努めていく。</p> <p>なお、金融機関に対しては、平成 2 2 年 2 月 2 6 日付けで、午後 3 時以降も購入が可能な近隣の売りさばき所の情報を提供し、県民からの問い合わせ等に対応するよう、文書により協力を依頼した。</p> <p>申請書受理機関における近隣の売りさばき所等の情報提供</p> <p>申請書受理機関においては、これまででも、売りさばき所や売りさばき時間などの情報提供や収入印紙との誤購入防止の注意喚起を行っているところである。情報の提供に当たっては、申請書受理機関における周知がより効果的であることから、共通のひな形等情報提供内容の統一化を図り、申請の事前指導や説明会など多くの機会をとらえ、近隣の売りさばき所等の情報提供に努めていく。</p> <p>自動販売機等による新たな売りさばき方法の検討</p> <p>他県における新たな売りさばき方法の導入について調査したところ、1 2 府県が自動販売機を導入していた。そのうち、栃木県をはじめ 1 1 府県が主にパスポート申請用として導入し、貼付すべき証紙と印紙をセットで販売しており、その設置主体及び費用負担はほとんどが売りさばき人である。また、神奈川県では、申請件数の多い県税事務所 2 か所に試験的に自動販売機を設置したが、効果等の面から今後の普及は見合わせているとのことである。</p> <p>本県におけるパスポート発給業務については、申請窓口と証紙売りさばき所が同一建物内（県庁及び各合同庁舎）にあり、かつ、対面で証紙を販売していることから、誤購入等も未然に防いでおり県民の利便性は確保されている。また、パスポート申請以外の自動販売機の設置による新たな売りさばき方法については、一般的には県民の利便性向上や業務の効率化の面では有効な手段であると考えられるが、誤購入等の未然防止、高額な導入コスト及び売りさばき人との調整など様々な課題もあることから慎重に検討を行う必要がある。</p> <p>売りさばき所のない地域での新たな売りさばき人の指定等の検討</p> <p>現在のところ、新たな売りさばき人指定の要望は特に寄せられていないが、売りさばき所のない地域については、地元の要望を考慮し、売りさばき数量や頻度、売りさばく側の体制などを見極めながら、県の地方機関（単独庁舎）等での売りさばきについて検討していく。</p>

平成 2 1 年度行政監査の意見に対する措置状況

<p>意見の内容</p>	<p>2 証紙売りさばき手数料等の検証・見直し          県は証紙の売りさばきに当たり、特認売りさばき人に対しては1.05%、一般売りさばき人に対しては3.15%を手数料として支払っている。平成20年度は36億7733万3149円の証紙売りさばきに対し、合計で1億207万7167円の手数料を支払っているが、手数料率については、平成元年の消費税導入、平成9年の消費税率改正に伴う見直し以降行われていない。          他県では手数料率を固定せず、売りさばき額に応じた手数料率としている事例もあることから、こうしたことを踏まえ、現行の手数料率の設定方法や業務の取扱い方法の見直しを含め、多面的な検討を行う必要がある。          また、証紙の印刷経費は減少傾向にあるものの、平成20年度は約800万円となっていることから、証紙の貼付に代わる収納計器を使用した収納など、積極的に先進事例の情報収集に努め、証紙印刷枚数の縮減や証紙消印事務の軽減について、検討する必要がある。          特に、運転免許関係手数料については、証紙収入の大半を占めており、現行の売りさばき手数料率の設定方法や業務の取扱い方法の実態を把握し、より効果的、効率的な収納方法を検討する必要がある。</p>						
<p>措置内容等</p>	<p>手数料率の設定方法や業務の取扱い方法の見直しを含めた多面的な検討          本県の売りさばき人に対し、売りさばき高に占める経費の割合を調査したところ、全体的な傾向としては数値にばらつきが見られ、実態としてはつかみきれない状況であった。          一方、年間の売りさばき高が1千万円以上の主な売りさばき人における平均値は4%であったことから、本県も含め23道府県で採用している手数料率3.15%は、全国的に見ても平均的なものであり、妥当と判断される。          以上のことを考慮の上、本県の手数料率は現行の一律が良いのか、段階的な設定が良いのか、今後検討していく必要があると考えている。また、手数料率の決定に当たっては、売りさばき人の経営にも影響することから、県の一方的な決定ではなく、売りさばき人との協議など、時間をかけた調整が必要であると考えている。</p> <p>証紙印刷枚数の縮減や証紙消印事務の軽減の検討          証紙の印刷については、過去5年間の売りさばき実績等をもとに毎年度必要枚数を算出し印刷している。証紙の印刷は、証紙制度上、必要不可欠なものであり、印刷枚数の縮減や消印事務の軽減については、証紙の貼付枚数の多いものや納付金額が高額なものについて、証紙以外の収納方法への移行などにより検討すべきものと考えている。          また、証紙代金収納計器による収納は、県税条例で定める税の徴収方法であり、証紙の貼付に代って現金で自動車取得税及び自動車税を収納するもので、事務手続としては現金領収であり、証紙制度の範疇からは外れるものである。          証紙制度における収納方法として証紙代金収納計器を導入することは、現金領収のリスク解消等を図る証紙制度の趣旨にはそぐわず、採用は難しいものと考えている。しかしながら、証紙制度以外の収納方法として、各手数料を所管する部署が採用するものであれば意義があると思われる。          なお、証紙代金収納計器による手数料の収納方法について他県の状況を調査したところ、導入している県はなかった。</p> <p>【補足】</p> <table border="1" data-bbox="248 1715 914 1809"> <tr> <td>地方税法</td> <td>県税条例</td> <td>証紙徴収</td> </tr> <tr> <td>地方自治法</td> <td>証紙条例</td> <td>証紙による納入</td> </tr> </table> <p>運転免許関係手数料についての検討          運転免許関係手数料についても、前述の状況を考慮の上、関係課及び関係団体間で検討していく。</p>	地方税法	県税条例	証紙徴収	地方自治法	証紙条例	証紙による納入
地方税法	県税条例	証紙徴収					
地方自治法	証紙条例	証紙による納入					

平成 2 1 年度行政監査の意見に対する措置状況

<p>意見の内容</p>	<p>3 誤購入による証紙の交換・返還等の縮減</p> <p>証紙の交換・返還については、証紙購入者からの申し出がやむを得ないと認められる場合に、会計課及び各地方振興事務所で申請できることになっており、証紙の交換の場合は会計課等の申請課所で、証紙の返還に伴う現金の還付の場合は口座振替により行われている。</p> <p>また、過貼付については、納入義務者が証紙貼用を担当する主務課又は地方機関を通じて償還請求を行うことで、還付されている。</p> <p>証紙は収入印紙と混同されやすいため、誤購入等による還付の償還金が近年増加傾向にあり、また、県民からも還付手続きに関する問い合わせや苦情が寄せられていることから、証紙の取扱いに慣れていない県民に対して、十分な情報提供や一層の注意喚起を行うとともに、手続きの簡素化についても検討する必要がある。</p>
<p>措置内容等</p>	<p>県民に対する情報提供及び誤購入等防止の注意喚起</p> <p>会計課ホームページにおいて、交換・返還の手続に関する情報内容の充実を図るとともに、誤購入防止について注意喚起を行っている。さらに、誤購入防止のためのちらし及びポスターを作成し、平成 2 2 年 2 月 2 6 日付けで、金融機関に対して、掲示及び窓口等への配置を文書により依頼したところである。</p> <p>なお、申請書受理機関における周知が効果的であることから、申請の事前指導や説明会などの機会を活用し、交換・返還の手続や誤購入防止の注意喚起についても情報提供に努めていく。</p> <p>交換・返還手続の簡素化の検討</p> <p>他県における交換・返還の事務手続を調査したところ、本県同様、交換・返還が可能なのは 2 6 県、返還のみ可能なのが 1 5 道府県、交換のみ可能なのが 2 県であったが、ほぼ全ての道府県において申請書の提出を必要としている。</p> <p>証紙による収入は証紙の売りさばき代金をもって県の歳入となり、誤購入等による証紙代金の還付は公金の返還となる。公金の返還手続としては申請書の提出が必要であり、証紙返還手続の簡素化は難しいと判断される（交換も同様）。</p> <p>このため、本県では地方機関での交換事務及び返還申請の受付、また、郵送での申請受付など、手続方法の積極的な情報提供を図ることにより、県民の利便性向上に努めているところである。</p>

平成 2 1 年度行政監査の意見に対する措置状況

<p>意見の内容</p>	<p>4 手数料等の証紙納付規定の検証・見直し</p> <p>県が徴収する手数料等については、手数料条例、県立学校条例及び公安委員会関係手数料条例のほか、産業技術総合センター条例等各施設ごとに定める条例で規定され、その種類は約千種類に上り、これら手数料のほとんどが証紙により納付するものと定めている。</p> <p>証紙による納付は、現金取扱いに伴うリスクがないことや手数料の確実な収入という面では、県としてのメリットはあるが、一方では、証紙の貼付枚数の多いもの、納付金額が高額なもの、納付金額が定額でなく多様なもの、申請件数が少ないものなど、証紙による納付のメリットが少ない手数料等も見受けられた。</p> <p>また、本県においても、自動車税等の一部の県税については、コンビニ収納、ペイジーシステムによる納付、さらに、今年1月からはクレジットカードを利用した納付など納付方法の多様化が進んでいる。手数料についても、電子申請が進んでいった場合、将来的には証紙以外の納付方法の導入も必要になってくる。このため、本県で納付方法を証紙に限定している手数料等について、収入未済を発生させないことを前提に、他県でも採用しているような納付書による納付との併用の検討を進めるとともに、将来的には、新たな収納方法についても、検討を深めていく必要がある。</p>
<p>措置内容等</p>	<p>証紙制度は、職員が現金を取り扱うことで生じる金銭的なリスクがないことや申請時の手数料額の確認が容易であること、さらには、現金領収による会計処理が不要であることなど、事務処理の簡素・合理化が図られることから、手数料の収納方法として採用されてきたところである。</p> <p>一方、証紙制度創設後、約半世紀が経過しており、手数料によっては、納付の頻度や数量、金額等から証紙制度の趣旨にそぐわなくなっているものもある。このため、手数料の納付については、監査の意見で述べられているように、県民の利便性、事務の効率性・経済性の観点から、証紙以外の新たな納付方法の導入や証紙と納付書による併用等柔軟な対応も必要と考えられる。</p> <p>新たな収納方法の導入や納付書による納付との併用に当たっては、県民の利便性が向上し、かつ、現行の事務処理の効率性や経済性が低下しないことが必要であることから、現在、収入証紙による納付とされている手数料等の事務処理に関する実態把握等を行っており、今後、事務処理実態を考慮しながら、収入証紙以外の納付方法が経済的、合理的と判断され、その実施が可能なものについては、順次、実施していけるよう、条例改正等を含めた環境整備に努めていく。</p>